

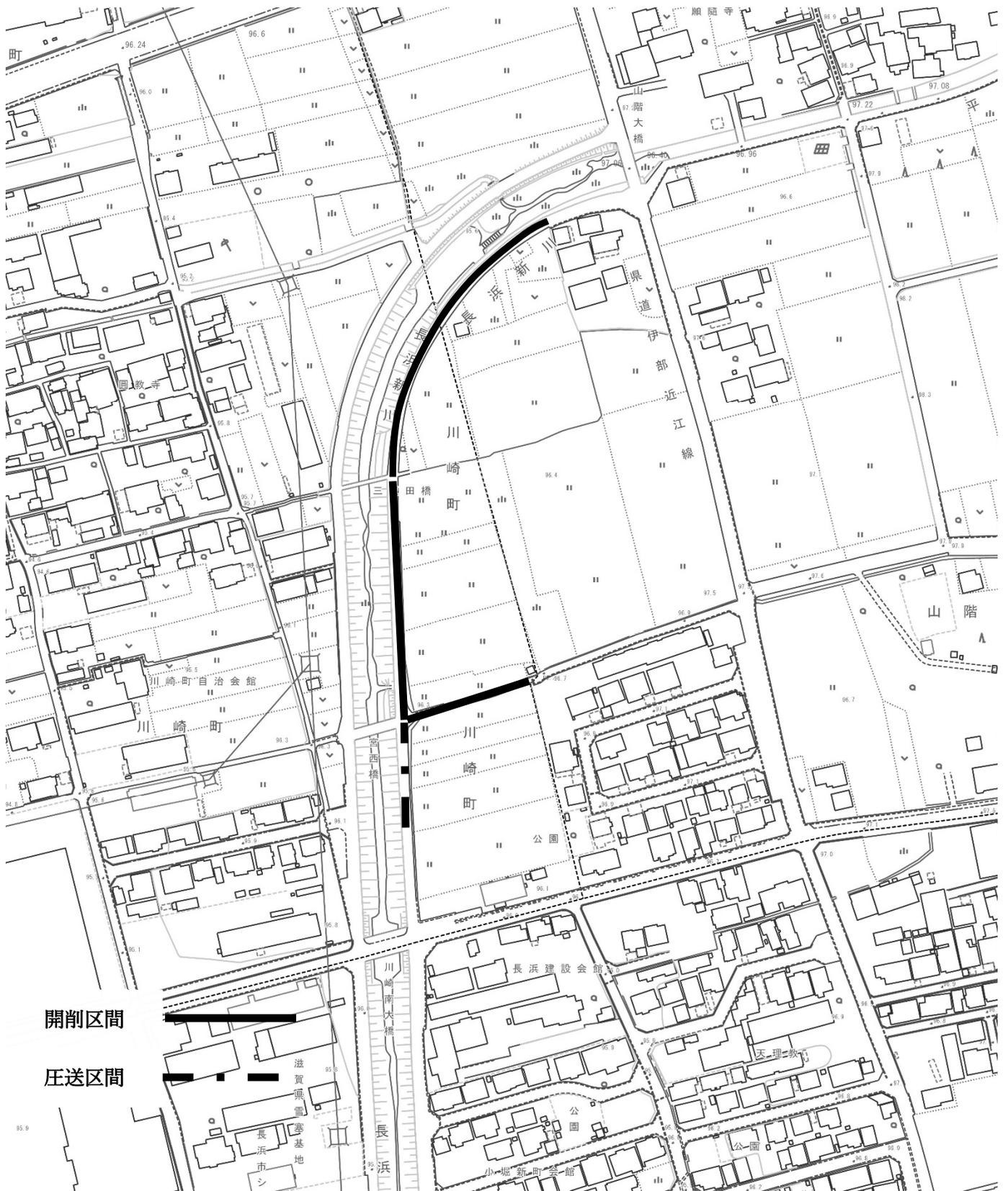
令和6年度 長下施第148号

長浜中処理分区公共下水道実施設計業務

仕 様 書

長浜市都市建設部下水道事業局下水道施設課

位置図



開削区間

圧送区間

下水道管渠実施設計業務委託標準仕様書

(詳細設計)

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下業務という。）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める使用に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

1.9 提出書類

(1)受注者は、業務の着手及び完了に当たって、**発注者**の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表 (ホ)完了届
(ヘ)納品書 (ト)業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.10 管理技術者及び技術者

(1)受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2)管理技術者は、総合技術監理部門技術士（下水道）、技術士（下水道）又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3)受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.12 成果品の審査及び納品

(1)受注者は、成果品完成後に「発注者」の審査を受けなければならない。

(2)成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し「発注者」の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅延なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、「発注者」、受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3地下埋設物調査で行う範囲を超えるであり、マンホールおよびますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

第3章 設計一般

3.1 打合わせ

(1) 業務の実施に当たって、受注者は係員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合わせの際、相互に確認しなければならない。

(2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合わせを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

3.2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第8章準拠すべき図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

3.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、係員と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

3.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

3.5 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

3.6 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続によって貸与する。

3.7 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第4章 設計細則（詳細設計）

4.1 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には係員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S = 1/2,500$ ）は、地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S = 1/500$ ）は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置・管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、係員が指示する場合に平

面及び断面図を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦}1/100$ 、 $\text{横}1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置と名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S = 1/10 \sim 1/100$ ）は次の要領で記入する。

仮設図は、構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

4.2 各種計算

管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、発注者と十分打合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

4.3 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

4.4 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

第5章 照査

5.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

5.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置し

なければならない。

5.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- (4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

第6章 提出図書

6.1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

6.2 実施設計関係提出図書（詳細設計）

図書名	縮 尺	形状寸法・提出部数
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000	原図一式・白焼き3部
(2) 系統図	1/2,000～1/3,000	〃
(3) 施設平面図	1/300～1/500	〃
(4) 詳細平面図	1/100～1/300	〃
(5) 縦断面図	縦1/100、横1/300～1/500	〃
(6) 横断面図	1/50～1/100	〃
(7) 構造図	1/10～1/100	〃
(8) 仮設図	1/10～1/100	〃
(9) 水理計算書		A4・3部
(10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）		A4又はA3・3部
(11) 数量計算書		A4・3部
(12) 報告書		〃
(13) 特記仕様書		〃
(14) 打合わせ議事録		〃
(15) その他の資料		原稿一式

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

第7章 参考図書

7.1 参考図書

業務は、下記の掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 発注者の下水道構造標準図
- (2) 発注者の下水道設計基準
- (3) 発注者の道路埋設標準定規
- (4) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 下水道維持管理指針（ 〃 ）

- (6) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説 (")
- (7) 下水道管路施設設計の手引 (")
- (8) 下水道施設の耐震対策指針と解説 (")
- (9) 下水道施設耐震計算例－管路施設編 (")
- (10) 下水道推進工法の指針と解説 (")
- (11) 下水道マンホール安全対策の手引き (案) (")
- (12) 水理公式集 (土木学会)
- (13) コンクリート標準示方書 (")
- (14) トンネル標準示方書 (シールド工法編) ・同解説 (")
- (15) " (山岳工法編) ・ " (")
- (16) " (開削工法編) ・ " (")
- (17) 道路技術基準通達集 (国土交通省)
- (18) 道路構造令の同解説と運用 (日本道路協会)
- (19) 道路土工－仮設構造物工指針 (")
- (20) 道路土工－擁壁工指針 (")
- (21) 道路土工－カルバート工指針 (")
- (22) 共同溝設計指針 (")
- (23) 道路橋示方書・同解説 (")
- (24) 水門鉄管技術基準 (電力土木技術協会)
- (25) 改訂新版建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説 (日本河川協会)
- (26) 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (日本港湾協会)

下水道管渠実施設計業務委託特記仕様書

第1条 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「下水道管渠実施設計業務委託一般仕様書」の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

第2条 業務の対象

- (1) 名称 令和6年度 長下施第148号
長浜中処理分区公共下水道実施設計業務
- (2) 位置 長浜市川崎町（別途図面のとおり）
- (3) 設計条件項目 別紙設計条件項目表による。

第3条 長浜市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

1. 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
2. 受注者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
3. 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第4条 その他

- (1) 長浜市公共下水道全体計画、事業認可変更計画と整合させながら設計を行うこと。
- (2) 既設管渠に接続場合の設計においては、必ず出来高を確認すること。
- (3) 将来流入がある場合は、検討しておくこと。
- (4) 滋賀県最新の設計指針によること。
- (5) 単なる作業ではなく、受注者自身が蓄積している技術能力を十分に活用して、委託業務を完成させること。
- (6) 滋賀県土木設計業務等委託必携（平成27年3月（平成30年4月一部改訂））によること。
- (7) 受注者は、監督職員の指示があるまでは設計委託区域へ立ち入ってはならない。
- (8) 第1回打合せ、中間打合せおよび成果品納入時には、主任技術者が立会すること。中間打合せは3回とするが、現場の状況に応じて変更の対象とする。

不当介入〔不当要求〕
業務妨害事案通報書滋賀県長浜警察署長 様
長 浜 市 長 様

(通報者)

		※ 取扱署等	滋賀県	警察署 課
請 負 者	所在地	(本社)	電話 ()	-
			FAX ()	-
		(現場事務所)	電話 ()	-
			FAX ()	-
	名 称			
	代表者	(現場事務所の代表者)		
	通報者 等		(通報者の職・氏名)	電話 ()
		(対応者)		
		所属会社名	電話 ()	-
		氏 名		
		役 職		
不当介入の 行為者	住所		電話 ()	-
			FAX ()	-
	所属			
	役職			
	氏名			
発生日時 ・場所	令和 年 月 日 時 分頃			
	[元請・下請] (下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 ()	-	
		FAX ()	-	
工事件名				
不当介入の 内容・被害 の状況				
警察への 通報の状況	(警察への通報)	有 ・ 無		
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日 時 分頃		

注1 第一報は、この様式に必要事項を記入したうえ、長浜警察署刑事課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報状況」の欄に記入して発注者及び長浜警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

- 2 不当介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。
- 3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（発注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。
- 4 ※の欄は、警察署において記入すること。